

一般社団法人なごやメディア研究会 会費規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人なごやメディア研究会（以下「研究会」という）定款第8条の会費について定める

(会費の額)

第2条 会員の会費は、次の各号に定めるところによる。

- 1 正会員の会費は、年額5,000円とする。
- 2 メディア会員の会費は、上記に特別会費を加えて年額10,000円とする。
- 3 賛助会員は、例会に出席する際、その都度決められた会費をその場で納めるものとする。
- 4 法人会員の会費は、年額40,000円と年額70,000円の2コースとする。

(会費の納入)

第3条 会員は、研究会から会費の請求を受けたのち、研究会が指定する期日及び指定する方法により会費を納入しなければならない。

(会員の特典)

第4条 会費を納めた各会員には、次のような特典を与える。

- 1 正会員は、例会にはその都度の会費を払わず出席できる。また、例会の中継映像の閲覧権を得る。その他、研究会が扱う書籍などを割引価格で購入できる。
- 2 メディア会員は、上記に加えて取材用機材を優先的に、割引価格で利用できる。また、取材費補助の優先対象者となる。
- 3 法人会員は、年額40,000円コースでは従業員5人までが例会に自由に参加でき、研究会の各種有料サービスを3割引で利用できる。年額70,000円コースでは例会参加が10人まで、各種サービス利用料は5割引とする。また、研究会のチラシや報告書、公式サイトなどにスポンサーとして法人名を記載する。

(変更)

第5条 この規定は、定款第14条の規定により、社員総会の決議によって変更することができる。

附 則

- 1 この規定は、研究会の設立の登記の日から施行する。

改定：2019年7月5日